

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱

(平成 21 年 5 月 15 日策定)

令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (ver13.1)

新潟県

平成 21 年 5 月 15 日	(ver1.0)	制定
平成 21 年 6 月 1 日	(ver1.1)	一部改正
平成 21 年 12 月 24 日	(ver2.0)	一部改正
平成 22 年 2 月 6 日	(ver3.0)	一部改正
平成 22 年 9 月 21 日	(ver4.0)	一部改正
平成 22 年 11 月 2 日	(ver5.0)	一部改正
平成 23 年 2 月 22 日	(ver6.0)	一部改正
平成 23 年 9 月 27 日	(ver7.0)	一部改正
平成 23 年 12 月 13 日	(ver8.0)	一部改正
平成 24 年 2 月 21 日	(ver9.0)	一部改正
平成 24 年 11 月 22 日	(ver10.0)	一部改正
平成 25 年 8 月 29 日	(ver11.0)	一部改正
平成 26 年 12 月 25 日	(ver12.0)	一部改正
平成 29 年 2 月 9 日	(ver13.0)	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	(ver13.1)	一部改正

目次

第 1 章 実施要綱の基本的事項

1.1	目的、位置づけ	1
1.2	新潟県 J-VER の発行対象者	1
1.3	新潟県 J-VER の信頼性確保	1
1.4	クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止	1
1.5	プロジェクトの追加性及び立証方法	2
1.6	本制度に関連するルール等	3
1.7	本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則	4

第 2 章 プロジェクト申請の流れとルール

2.1	体制	6
2.2	プロジェクト申請の流れ	7
2.3	対象となるプロジェクト	8
2.4	プロジェクトの計画	8
2.5	申請	9
2.6	登録審査/登録	9
2.7	モニタリング	10
2.8	モニタリング報告書の検証	10
2.9	排出削減・吸収量の認証	11
2.10	プログラム認証と新潟県 J-VER の発行・管理	11
2.11	吸収プロジェクトに係る特例措置	12
2.12	プロジェクトの一括申請	12

第1章 実施要綱の基本的事項

1.1 目的、位置づけ

新潟県オフセット・クレジット制度（以下「本制度」という。）は、県内における温室効果ガスの排出削減・吸収活動（以下「プロジェクト」という。）によって生ずる排出削減・吸収量について、一定の品質が確保されていることを県が認証するとともに、本制度について、環境省の「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則」で定める「都道府県 J-VER プログラム認証」（以下「プログラム認証」という。）を受けることにより、当該排出削減・吸収量を「新潟県 J-VER」として発行することを目的とする。

新潟県 J-VER を発行することにより、市場流通性をもち、カーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主な目的として、全国レベルでの自由な取引が可能となる。

このように県が主体となって、本制度を運用することにより、広く資金調達が促進され、県内のプロジェクトの活性化と、県内外のカーボン・オフセットの取組の促進が期待される。

1.2 新潟県 J-VER の発行対象者

本実施要綱に基づき、県が認証した排出削減・吸収量に係るプロジェクトの実施者が、新潟県 J-VER の発行対象者となる。

ただし、他の制度による温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する取組及び採算性が高く通常のビジネスベースで進められるような事業については対象とならない。また、JIS Q 14064-2 に則る制度として、第三者認証が必要であることから、日本国政府または日本国政府の一部が実施するプロジェクトまたは新潟県が実施するプロジェクトは認証しないこととする。

1.3 新潟県 J-VER の信頼性確保

新潟県 J-VER については、高いレベルで安定した品質が確保され、安心して取引されることが必要である。

このため、本制度は、オフセット・クレジット（J-VER）制度と同様に、JIS Q 14064-2 及び JIS Q 14064-3 に準拠した制度とするとともに、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を日本国において取得し、環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度へ機関登録されている検証機関（環境省が別に定めるところにより暫定的に認めた検証機関を含む。）

（以下、J-VER 制度機関登録検証機関という）が実施する。

1.4 クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止

【全事業者対象】

- ① 類似制度に基づく二重認証の禁止

当該プロジェクトに係る排出削減・吸収量に対して、他の制度において認証取得してはならない。

プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下「プロジェクト代表事業者等」という。）はバウンダリが同一である他の制度への認証取得を行ってはならない。また、バウンダリ設定が異なっている場合であっても、他の類似制度に対する認証申請を行った場合は、各様式におけるダブルカウントの防止措置欄に、他の類似制度への認証申請を行った旨記入の上、ダブルカウントが生じていないことを証明しなければならない。

② 第三者に温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値（以下、「環境価値」という。）を移転する際のダブルカウントの防止

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に譲渡する際には、環境価値の帰属先を明示する同意書等を別途作成する等その譲渡先に対して環境価値の帰属の明確化を行い、ダブルカウントを防止しなければならない。

森林管理プロジェクトにおいては、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して環境価値がクレジット化されており当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成し、譲渡先に示さなければならない。

第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が新潟県 J-VER として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐため、プロジェクト代表事業者等は発行クレジット量に相当する排出量を上乘せする必要がある。

③ 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

プロジェクト代表事業者等が、クレジット発行後に環境価値を二重に使用、主張することを防ぐ必要がある。

環境価値の二重使用を防止するため、排出削減・吸収活動の環境価値について、クレジットとして発行を受けた（当該環境価値が他者に譲渡可能なクレジットに帰属することとなった）後に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。当該クレジット発行量分を排出量とみなし、上乘せして報告すること。ただし、当該クレジット発行量のうち、一部を事業者が自ら無効化した場合には、当該クレジット量分の環境価値は当該事業者の削減・吸収活動に帰属するものとして主張することができる。

※ プロジェクト代表事業者等が自らの温室効果ガスの排出を埋め合わせるために、自らが創出したクレジットを無効化することは、同一事業者内での単なる環境価値の移転とみなされるため、カーボン・オフセットとはならない点に注意すること。

【排出量目標をもつ事業者/地方自治体や報告書制度に参加している事業者/自治体のみ】

④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

排出量目標を有する事業者/地方自治体や報告書制度の対象となっている事業者/地方自治体は、自らが行った削減・吸収活動によるクレジット発行後に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。当該クレジット発行量分を排出量とみなし、上乗せして報告することが適切である。ただし、当事業者が自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）についてはこの限りではない。

ただし、排出量取引制度や報告制度等（日本政府による算定・報告・公表制度、自治体における実行計画・推進計画等の制度、自治体による計画書制度・排出量取引制度等）において、このような取扱いとなっていない場合には、当面の措置として、各制度の報告様式における適切な備考欄に記入する等による情報の開示により代替することができる。

1.5 プロジェクトの追加性及び立証方法

本制度により発行される新潟県 J-VER は、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、本制度が温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、対象とするプロジェクトは、本制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

オフセット・クレジット(J-VER)制度では、環境省等の制度運用側が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて促進支援すべきプロジェクトの種類を特定し、「方法論リスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示している。

本制度では、オフセット・クレジット(J-VER)制度の方法論リスト（以下「方法論リスト」という。）に掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることが証明されれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなす。

1.6 本制度に関連するルール等

本制度の運用に当たっては、本実施要綱を含め、以下のガイドライン等のルールに合致することが必要となるため、プロジェクト代表事業者等においては、当該ガイドライン等を適宜参考にすることが求められる。

プロジェクトの計画・実施等の際に参照すべきガイドライン一覧

項目	参照すべきガイドライン
制度全体ルール	新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱 JIS Q 14064-2 (ISO14064-2)
排出削減・吸収量のモニタリング・算定ルール	オフセット・クレジット(J-VER)モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）
プロジェクトの妥当性確認及び排出削減・吸収量の検証ルール	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン JIS Q 14064-3 (ISO14064-3)
プロジェクト種類の排出削減・吸収量算定方法	オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論 (No. R001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）)
新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会（以下、「認証審査委員会」という。）に関する規程	新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会設置要綱
オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システムに関する規程	オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システム利用規程
妥当性確認機関・検証機関の認定ルール	JIS Q 14065 (ISO14065)

1.7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則

発行される新潟県 J-VER の品質確保を確実にするため、プロジェクト代表事業者等は下記の6原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

適合性 (Relevance)

方法論リストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

完全性 (Completeness)

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

一貫性 (Consistency)

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において温室効果ガスの排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。

正確性 (Accuracy)

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

透明性 (Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

保守性 (Conservativeness)

温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

第2章 プロジェクト申請の流れとルール

2.1 体制

本制度は新潟県により実施される。実施にあたって、以下の組織を構築する。

新潟県オフセット・クレジット制度における組織

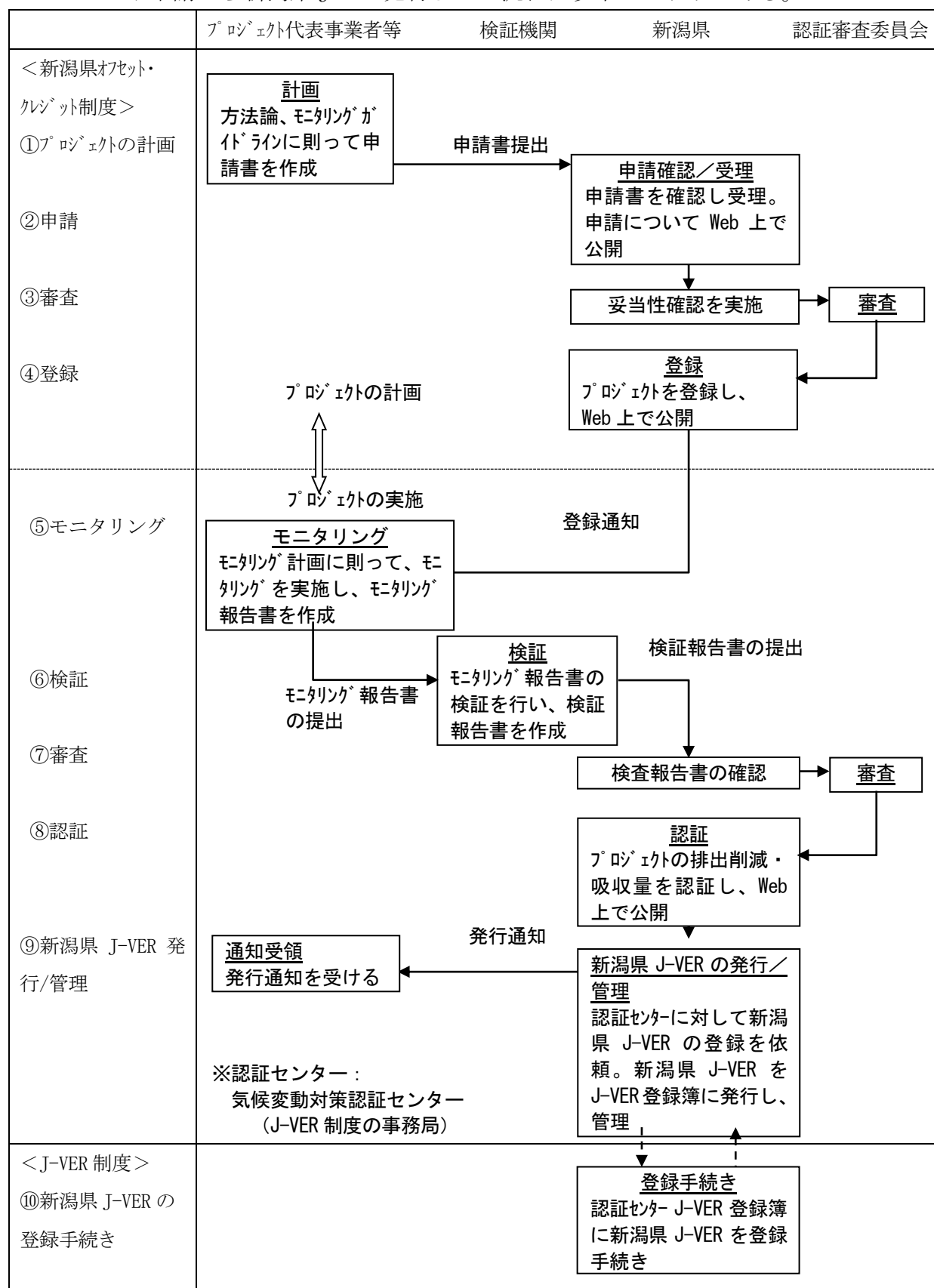
組 織	業 務 内 容
新潟県 (環境局、農林水産部)	以下の業務を行う。 ①申請書の確認、受理 ②妥当性確認の実施 ③プロジェクトの登録に関する決定 ④排出削減・吸収量の認証に関する決定 ⑤認証審査委員会の運営 ⑥新潟県 J-VER の発行・管理（J-VER 登録簿） ⑦その他、新潟県オフセット・クレジット制度を運用するために必要な事項
認証審査委員会	以下の業務を行い、県にその審査結果を報告する。 ①プロジェクト登録の可否に関する審査 ②温室効果ガスの排出削減量及び吸収量の適合性に関する審査 ③その他、県が行う新潟県オフセット・クレジット制度の運営に関する審査

事務局：本制度の事務局は新潟県環境局環境政策課に置く。

新潟県 J-VER 発行対象期間の終了後、認証審査委員会の業務内容は県が執り行い、県が必要と判断した場合においては委員会が業務を執り行う。

2.2 プロジェクト申請・認証及び発行の流れ

プロジェクト申請から新潟県 J-VER 発行までの流れは以下のとおりである。



2.3 対象となるプロジェクト

- ・ 本制度で対象となるプロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度運営委員会（以下「J-VER 運営委員会」という。）が示す「方法論リスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の「方法論」に沿って行う。

2.4 プロジェクトの計画

- ・ プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトの登録に係る申請書を作成し、県に提出する。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリング計画に関する情報等を別に定める様式に沿って作成する。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、吸収プロジェクトに係るプロジェクト申請書を作成する際には、別途 2.11 を参照し、必要な書類を提出する。

《申請書掲載項目》

A：参加者情報

1. プロジェクト代表事業者
2. プロジェクト事業者情報
3. プロジェクト参加者情報
4. 新潟県 J-VER 取得予定者

B：プロジェクト活動の概要

1. プロジェクトの活動
2. 採用技術
3. プロジェクト実施場所
4. プロジェクト期間
5. クレジット期間
6. 想定排出削減量・吸収量／クレジット発生期間
7. モニタリング報告の頻度
8. 補助金受給有無等
9. 他制度への申請有無等
10. 備考

C：方法論の適用

1. 方法論の適格性基準との整合性
2. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
3. 適用するガイドライン等
4. ベースライン・シナリオ
5. 排出量・吸収量の定量化
6. 備考

D：その他

1. 関連する許認可及び関連法令等
2. ステークホルダーのコメント
3. その他特記事項

別紙）モニタリング計画書

2.5 申請

(申請受付)

- ・ 方法論リストに掲載されたプロジェクト種類に合致し、適格性基準を満たすプロジェクトであれば、申請書によりプロジェクトを申請することができる。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの申請にあたり、所定の誓約書を提出する。
- ・ 県は、プロジェクト代表事業者より提出された申請書を形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。受理したプロジェクトの申請について、Web 上に公開し、別紙に定める手続きにより一般からの意見を募集し、妥当性確認において、その意見の内容を十分に考慮する。
- ・ 本制度では、2008 年 4 月 1 日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクト (Early Actions) についても、本制度によるクレジット収益がなければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。
- ・ 方法論にて別途定めるものは除き、2008 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトが方法論リスト上で対象となることとなった期日から 1 年後までに申請されたものに限定する。
- ・ プロジェクト事業者は、複数の温室効果ガス排出削減・吸収活動をまとめて申請することができる。この場合のモニタリング方法等については、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン」(以下「モニタリング方法ガイドライン」という。) 及び各方法論で別途定める方法等による。
- ・ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス排出削減・吸収活動の申請の可否については、方法論リストにおいてプロジェクト種類毎に設定される適格性基準による。
- ・ 申請書の作成責任はプロジェクト代表事業者等にあり、プロジェクトの実態が申請書と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となる。

(温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法)

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、各方法論にて示す方法に従い行う。
- ・ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出削減・吸収活動は方法論において特定される活動とする。

2.6 登録審査／登録

- ・ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認にかかる次の 5 点につき合意したものと見なす。(1)保証レベル (2)目的 (3)基準 (4)適用範囲 (5)重要性 (マテリアリティ)
- ・ 妥当性確認は、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、JIS Q 14064-3 に基づいて実施し、妥当性確認に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動を取らなければならない。

- ・ 県は、受理した申請書の内容について、方法論への整合性、温室効果ガス排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等について、ルールへの準拠性をバリデーションチームで確認し、妥当性確認報告書を作成する。
- ・ 妥当性確認の過程では、バリデーションチームは、プロジェクト実施場所の現地審査を行う。また、申請書の記載内容を確認するため、プロジェクト代表事業者等に対して追加資料の提出や説明を求めることができる。
- ・ 県は、プロジェクト代表事業者が記入した申請書を基に、申請書に対する意見を表明することとし、申請書記入内容に関する責任はプロジェクト代表事業者及びプロジェクト事業者が負う。
- ・ 認証審査委員会は、妥当性確認報告書に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審査し、審査結果を県に報告する。
- ・ 認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は当該プロジェクトを登録する。
- ・ プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、県は、排出削減・吸収量の認証及び新潟県 J-VER の発行を保証するものではない。
- ・ 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及び申請書内容を Web 上で県が公開する。
- ・ 却下されたプロジェクトは修正の上、再度申請を行うことが可能である。
- ・ 登録後に、プロジェクトの計画を変更し、プロジェクト申請書の修正が必要な場合の取り扱いについては別紙に定める。

2.7 モニタリング

- ・ モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインによる。また、プロジェクト種類ごとの具体的なモニタリング項目及び方法は各方法論による。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、登録時に承認されたモニタリング計画書に則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。
- ・ プロジェクト代表事業者等が、モニタリング報告書において、設定できるモニタリング対象期間は、モニタリング報告書の提出日以前のものとする。

2.8 モニタリング報告書の検証

- ・ 排出削減・吸収量の認証を受けるにあたっては、プロジェクト代表事業者等はモニタリング対象期間終了日以降に、検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受けるものとする。本条項については、旧基本文書が適用されている時点で申請書が受理されたプロジェクトであっても、最新の基本文書を遡って適用しなければならない。

- ・ 検証は、原則として、J-VER 制度機関登録検証機関が実施するものとする。
- ・ 検証機関は、プロジェクト実施場所の現地審査を含めた審査を行わなければならない。ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、妥当性確認時の現地審査と同時に検証のための現地検査を行うことができる。
 - ①検証の対象となるモニタリング対象期間終了日は、妥当性確認時の現地審査開始日より前に終了し、かつ現地審査の時点でモニタリング報告書が提出されていること。
 - ②妥当性確認における実施審査時点でのプロジェクト計画が、原則として排出削減・吸収量に関わらない事項を除き修正されることなく、認証審査委員会において登録されていること。
 - ③妥当性確認の開始日から 6 カ月以内に検証が開始されていること。
 - ④妥当性確認の現地審査が省略されていないこと。
- ・ 検証機関は、検証を開始するにあたり、プロジェクトの実態が申請書と異なっていないか県の妥当性確認報告書を参照して最終確認し、異なる場合は、検証を中止する。その場合の対応については別紙にて定める。
- ・ プロジェクトの実態が申請書の内容と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となり、妥当性確認は無効となる。プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトを本制度のプロジェクトとして継続したい場合は、改めて申請（再妥当性確認）を行わなければならない。
- ・ 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。
- ・ 検証は、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度妥当性確認・検証ガイドライン」（以下「検証ガイドライン」という。）の他、JIS Q 14064-3 に基づいて実施する。
- ・ プロジェクト代表事業者等は、検証機関に対し、検証結果に基づき、検証報告書及び指定様式による検証概要報告書を作成し、必要添付書類、モニタリング報告書とあわせて県に提出するよう依頼する。必要添付書類の様式は別途定める。
- ・ 検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとる。

2.9 排出削減・吸収量の認証

- ・ 認証審査委員会は、検証機関から提出された検証報告書、検証概要報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出削減・吸収量の適合性について審査し、審査結果を県に報告する。
- ・ 認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県は、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出削減・吸収量が適切であると認められる場合は、排出削減・吸収量の認証を行い、その内容を Web 上で公開する。

2.10 プログラム認証と新潟県 J-VER の発行・管理

- ・ 県は、本制度について、環境省のオフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則に定めるプログラム認証を受けることにより、本制度で認証された温室効果ガス排出削

減・吸収量について、気候変動対策認証センターに対して登録手続きを行い、「新潟県 J-VER」を J-VER 登録簿に発行し、管理を行う。

- ・ 新潟県 J-VER 発行量は、認証した温室効果ガス排出削減・吸収量と同量とする。
- ・ 県は新潟県 J-VER を発行した時はプロジェクト代表事業者に対し、その旨を通知する。
- ・ 新潟県 J-VER の発行単位は、1 t-CO₂ とし、1 t-CO₂ 未満を切り捨てる。新潟県 J-VER の発行にあたっては、他の制度等における排出削減・吸収量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。
- ・ 新潟県 J-VER の発行対象期間は原則として 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までとする。

2.11 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 県は、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を J-VER 登録簿上に開設される「新潟県 J-VER バッファ管理口座」に確保し、自然撈乱や避けがたい土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、故意に基づく吸収量の消失や永続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。
- ・ 各年度の吸収量算定結果は月ごとに分割することができる。年度内の吸収量を 12 等分して経過月数分をかけて算定した値から t 未満の切り捨てを行うことにより算出するものとする。
- ・ 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非認定となった場合、所用の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。
- ・ 平成 23 年度森林法改正、平成 24 年 4 月 1 日からの同法施行による森林管理プロジェクトへの移行に伴い生じえる事象に対応した措置については、別紙に定める。
- ・ 吸収プロジェクトについては、プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト代表事業者等に含まれない土地所有権の保有者、及び当該吸収プロジェクトの実施に係る入会権等、土地に設定された権利の保有者（保有者が組織、もしくは複数名で構成される場合は、その代表者）に対して吸収プロジェクトの永続性確認を行う。永続性の確認の方法、および確認事項は別紙に定める。吸収プロジェクトにおいては、プロジェクト代表事業者等は、2014 年 6 月末までに、2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間（以下第 1 クレジット期間という。）終了時の森林状況及び第 1 クレジット期間中の吸収量の累計を県に対して報告する。その結果、第 1 クレジット期間中の吸収量の累計が、クレジット既発行量に比して負であった場合は、両者間の差分に相当するオフセット・クレジット（新潟県 J-VER）を 2014 年 9 月末までに県に対して補填する。これらの措置については、別紙に定める。

2.12 プロジェクトの一括申請

- ・ 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合

であり、審査の手間がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、個々に申請可能なプロジェクトをまとめて、一括申請をすることができるものとする。これらの条件については別紙に定める。

附則

本要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附則

本要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成21年12月24日から施行する。

附則

本要綱は、平成22年2月6日から施行する。

附則

本要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附則

本要綱は、平成22年11月2日から施行する。

附則

本要綱は、平成23年2月22日から施行する。

附則

本要綱は、平成23年9月27日から施行する。

附則

本要綱は、平成23年12月13日から施行する。

附則

本要綱は、平成24年2月21日から施行する。

附則

本要綱は、平成24年11月22日から施行する。

附則

本要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附則

本要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附則

本要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

用語の定義

用 語	定 義
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量を表すクレジットの一般名称。
新潟県 J-VER	本制度に基づき認証された排出削減・吸収量を、県が J-VER 登録簿に発行するもの。なお、発行に当たっては、県の依頼に基づき気候変動対策認証センターが登録の手続きを行う。
プロジェクト事業者	プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。
プロジェクト参加者	プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者 ・温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスをを行う ESCO 事業者 等
プロジェクト代表事業者	新潟県オフセット・クレジット制度の申請者であり、温室効果ガス排出削減・吸収活動の代表者を指す。プロジェクト事業者と同一の場合もある。
プロジェクト開始年月日	温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備の稼動、事業が開始された年月日
方法論リスト	本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類のリスト
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められる、プロジェクト代表事業者等がプロジェクトの申請に際して満たすべき要求事項。当該基準を満たせば追加性が立証されたこととなる。
方法論	方法論リストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法
ベースライン・シナリオ	本制度に申請されたプロジェクトが実施されなかった場合に想定されるシナリオ
妥当性確認	方法論の適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うこと。

算定	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の計算を行うこと
モニタリング	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するために必要なエネルギー使用量等の計測を行うこと
検証	モニタリング報告書に記載された温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が、定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告すること
認証	登録されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量について、検証の手続きを経た後、認証審査委員会の審査の結果を踏まえ、県がこれを公式に認めること
都道府県 J-VER プログラム認証	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、オフセット・クレジット(J-VER)制度に整合していると認められるものを、オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会(以下「J-VER 認証委員会」という)が認証し、プログラム認証リストに掲載すること
妥当性確認機関・検証機関	国際認定機関フォーラム(IAF)のメンバーより、JIS Q 14064-2に準拠した制度を用いたJIS Q 14065の認定を取得した、妥当性確認、検証を行う機関

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱 別紙

1 「2.5 申請」の別紙で定める手続き

本制度では、申請受付後に、意見募集を実施することが定められている。県は、以下の流れに従って、意見募集を実施することとする。

- a) 県は、プロジェクト実施事業者からのプロジェクト申請書一式が、「オフセット・クレジット（J-VER）制度における手続き」にて定められている「妥当性確認にあたって準備が必要な資料」が揃っているかを確認する。
- b) 県は妥当性確認が終了するまでの期間内において次の条件を満たすようにパブリックコメントを募集する。
 - ア) 対象となる資料：上記 a) において定められた資料
 - イ) 意見募集期間：原則として 2 週間以上
 - ウ) 意見募集場所：県が運営するウェブサイト上
 - エ) 掲載項目：ウ) においては、少なくとも次の項目を表示すること
 - ・プロジェクト申請書受理日
 - ・プロジェクト名
 - ・方法論 No.（バージョンを明記）
 - ・年間想定 GHG 排出削減／吸収量[tCO₂/年] ※小数点以下は切り捨て

2 「2.6 登録審査／登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」の別紙で定める取扱

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2.6 登録審査／登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」の別紙で定める取扱は、以下のとおりとする。

（1）検証開始前

既に登録されたプロジェクトに対する変更が、当該プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における当該変更に伴う温室効果ガス排出削減量・吸収量の想定変化量が、想定温室効果ガス排出削減・吸収量全体の 0.1%未満）または保守的（温室効果ガス想定排出削減・吸収量が減少する）な影響を及ぼす変更かどうかの判断を、プロジェクト代表事業者等が行ったうえで以下の措置を講じる。

ただし、プロジェクトの質的变化（適格性基準に影響を及ぼす変更等）を伴う場合は軽微または保守的であるかの如何に係らず、イの手続きを行うこととする。

ア 軽微または保守的な変更である場合

- ① プロジェクト代表事業者等は申請書及びモニタリング計画書の変更（自主変更）*を行うことができる。
- ② 検証の際に、検証機関においてプロジェクト代表事業者等の判断が妥当であったかを検証し、妥当であった場合は検証を継続し、妥当でなかった場合は検証機関から県へ報告を行い、イの手続きを行うこととする。

イ 軽微ではなく、かつ保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

- ① プロジェクト代表事業者等は、表 1-1、1-2 及び 1-3 に定める場合を除き、原則として県へ変更承認申請書を提出する。
- ② 県は、変更内容を踏まえ、妥当性確認を行う。
- ③ 認証審査委員会は、妥当性確認の結果に基づき、変更内容を審査する。
- ④ 認証審査委員会の審査結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は、変更を承認し、その旨をプロジェクト代表事業者に通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

* 自主変更を行った場合、プロジェクト代表事業者等はすべての変更・対応を一覧にして、モニタリング報告書の書類として検証機関に提示すること

(2) 検証開始後

検証機関は県に対し、プロジェクトの実態が登録状況と異なる状況が生じていることを報告するとともに、当該変更が、プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における想定削減・吸収量の 0.1%未満）または保守的な（削減・吸収量が減少する）影響を及ぼす変更かの判断を行ったうえで以下の措置を講じる。

ア 軽微または保守的な変更である場合

引き続き妥当性確認結果は有効であるとみなし、検証を継続する。

イ 軽微または保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

- ① 検証機関から県へ報告を行う。
- ② プロジェクト代表事業者等は、県へ変更承認申請書を提出する。
- ③ 県は、変更内容を踏まえ、妥当性確認を行う。
- ④ 認証審査委員会は、妥当性確認の結果に基づき、変更内容を審査する。
- ⑤ 認証審査委員会の審査結果を踏まえ、県は、適切であると認められる場合は、変更を承認し、その旨をプロジェクト代表事業者へ通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

* 検証機関は変更に関するすべての判断・対応を一覧にして、検証報告書の書類として県に提示すること

(3) クレジット発行対象期間終了後

プロジェクト代表事業者は、クレジット発行対象期間終了後（2013 年 4 月 1 日以降）、既登録プロジェクトの内容に変更が生じた場合は「プロジェクト内容変更届」を提出すること。

表 1-1 プロジェクト計画書における自主変更可能な変更

項目	内容
A 参加者情報	代表者・担当者個人の異動に伴う変更、事務所転居及び市町村合併に伴う住所変更
B.3 プロジェクト実施場所	市町村合併で変更となる場合
B.4 プロジェクト期間/B.5 クレジット期間	プロジェクト期間とクレジット期間以外の項目の変更を一切伴わない、開始時期の遅延の場合
B.7 モニタリング報告の頻度	モニタリング報告の頻度全般
B.8 補助金	方法論において経済性評価が不要とされている方法論の金額変更のみの場合
C.6 モニタリングプロットの措置	以下のいずれかに該当する場合 モニタリングの結果としての、 ①モニタリングプロットの単純増加または位置変更 ②代表されるモニタリングエリアの変更 ③計画段階にてプロット設置場所の候補地を複数用意していた場合のプロット数の減少

表 1-2 モニタリング計画書における自主変更可能な変更

項目	内容
Ⅲ モニタリング詳細―活動量―	モニタリング結果としての面積・林齢・樹種の変更の場合 具体的には、 ・混交林が検出された結果として、当該混交林においては林齢・樹種ごとの林境が明確に区分出来ない状況を検証機関が検証時に認めたため、モニタリングエリアをグルーピングし、モニタリングエリアの数が減少した場合 ・森林施業計画・森林経営計画の中で間伐が計画されていた小班のうち、モニタリングエリアとして指定されている小班において、施業年度を変更する場合 ※ただし、いずれの場合も、不確かさの値が 10%未満という制度要求事項を満たす必要がある。
Ⅲ モニタリング詳細―各種係数―	モニタリング結果としての地位・樹種、林齢の変更に伴う各種係数、成長量の変更の場合
Ⅳ モニタリング体制/V 品質保証(QA)及び品質管理(QC)	組織改編による部署名等、固有名詞の変更

表 1-3 その他文書における自主変更可能な変更

項目	内容
森林施業計画または森林経営計画	・ 森林施業計画または森林経営計画上のプロジェクト対象地外における変更 ※ただし、プロジェクト対象地外であっても、「適切な更新がなされない主伐が行われる場合」または「林小班の追加に伴う所有者の変更や追加がある場合」は変更承認申請書の提出が必要 ・ 森林施業計画または森林経営計画における変更内容がすべて自主変更可能な変更である場合の認定番号の変更

3 「2.11 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2. 11 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

(1) 基本の方針

- ① 県は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間内、およびクレジット発行対象期間終了（2012 年度）後 10 年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意する。
- ② プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地をめぐる権利関係を把握し、各権利の保有者に対し十分な説明を行い、基本文書の内容が適切に履行されるよう、配慮しなければならない。

(2) 自然攪乱、収用などの避けがたい土地転用の対処について

- ① 県は、新潟県 J-VER（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）を J-VER 登録簿に発行する時は、クレジット発行量の 3 %に当たる量のクレジットを J-VER 登録簿上に開設される「新潟県 J-VER バッファーマ管理口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファーマ率は、自然攪乱、収用などのプロジェクト代表事業者等が避けがたい土地転用（以下、「不可避の土地転用」という）等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。
- ② プロジェクト対象地において自然攪乱、不可避の土地転用が発生した場合、当該

箇所はプロジェクト対象地から除外する。

- ③ プロジェクト対象地において自然攪乱が発生した場合、県は「林野関係被害の発生状況」の統計等に基づいて、森林全体面積のうちの自然攪乱面積の割合を年度毎に算定し、当該年度までに発行した全クレジット量からその割合にあたる分のクレジットをバッファーマ管理口座から無効化口座に移転する。
- ④ プロジェクト対象地において不可避の土地転用が発生した場合、プロジェクト代表事業者等は不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量を把握し、毎年 6 月 30 日までに前年度分の消失量を県に報告する。なお、2008 年度から 2010 年度までの 3 ヶ年の CO2 吸収効果消失量については、2011 年 6 月 30 日までに報告するものとする。県は報告を受けた CO2 吸収効果消失量分をバッファーマ管理口座から無効化口座に移転する。
- ⑤ バッファーマ量の算定方法としては、認証・発行依頼毎にバッファーマの 1t 未満の端数切り捨てを行う。そのうえで、クレジット期間の最終年度の最終の認証・発行依頼時に(i) プロジェクト期間全体について、既発行クレジットと、既留保バッファーマ量の確認を行い、(ii) プロジェクト全体についてのバッファーマ量を計算し、端数の切り捨てを行い、(iii) プロジェクト全体のバッファーマ量と既留保バッファーマ量を比較し、最終の認証・発行バッファーマ量で調整する。
- ⑥ 県は、永続性担保期間における自然攪乱、不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量の補填が終了したのち、バッファーマ管理口座にて留保されているクレジット全量が無効化口座に移転する。
- ⑦ 県は、バッファーマ管理口座に留保されているクレジット量が、自然攪乱、不可避の土地転用による CO2 吸収効果消失量の補填に必要なクレジット量を下回ることが判明した際には、当該不足分についての措置を講じる。

(3) 故意による土地転用・不適切な主伐への対処について

故意による土地転用・不適切な主伐（森林施業計画・森林経営計画、あるいは森林認証に基づく森林計画書に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴う CO2 吸収効果消失分については、別に定める約款に基づき、当該土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト代表事業者等に対して補填のための措置を求める。

① 予防措置

県は、承認された森林プロジェクト情報をホームページ等で公開する。

② プロジェクト代表事業者等への措置

故意に基づく土地転用や不適切な主伐を行ったことを県が確認した場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(新潟県 J-VER 等)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県は

プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、当該土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが県に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(新潟県 J-VER 等)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県は、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(3) 故意による土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等につき、「プロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由を示す書類」と「永続性確保期間内(2023年3月31日まで)に違約事象に該当するような行為(吸収量の永続性を消失させるような行為)を行わないことを約束する書類」を提出し、永続性確保期間終了後に森林管理台帳等により計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失するような行為が行われていないことが確認できれば、ただちに本項措置を講ずるものではない。

(5) 森林施業計画から森林経営計画への移行に伴う変更承認手続き、及び森林経営計画以降に係る措置について

新たに認定を受けた森林経営計画の認定番号をプロジェクト計画書に追記し、認定を受けた森林経営計画認定書及び森林経営計画書を添えて変更承認手続きを行うこと。

本制度におけるプロジェクトの範囲は従前の森林施業計画の対象森林とし、従前の森林施業計画対象森林ではない森林の森林所有者からの永続性を確保するための同意書は不要とする。

- ① 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含む場合

変更内容が認定番号のみの場合、妥当性確認が不要な事項として扱う。

認定番号以外の変更を含む場合や、森林経営計画において追加となった森林経営計画対象森林をプロジェクト対象地として加える場合は、妥当性確認を行うこと。

- ② 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含まない場合

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林においてプロジェクト対象地がある場合、従前の森林施業計画の認定期間終了日以降の当該プロジェクト対象地からの吸収量は認めない。

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林の永続性確保のため、「森林経営計画対象森林に含まれないことについてのプロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由を示す書類」及び「永続性確保期間内（2023年3月31日まで）に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類」を変更承認手続きの際に県に提出すること。

また、永続性確保期間終了後に森林管理台帳等を県に提出し、計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失させるような行為が行われなかったことを証明すること。

- ③ 森林施業計画における計画期間終了日から、森林経営計画における計画期間開始日の間に、認定が継続していない空白期間が生じた場合

- (a) クレジット発行対象期間内に空白期間が生じた場合

プロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）と空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類を提出すること。

提出された書類により、プロジェクト代表事業者等の責めに帰すべきではない正当な理由であると県より判断された場合、当該空白期間における吸収量についてクレジットの認証依頼を行うことができる。

一方、県により正当な理由ではないと判断された場合、当該空白期間における吸収量は認められないものとする。

- (b) クレジット発行対象期間終了日以降、永続性確保期間内に空白期間が生じた場合

プロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）と空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類を提出すること。当該書類の提出がない場合、森林管理プロジェクト特約第 3 条に基づく違約事象と見なされる。提出された書類により、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったと県より判断された場合は、違約事象とはならない。

一方、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）があったと県より判断された場合、森林管理プロジェクト特約第 3 条に基づく違約事象と見なされる。

（６）森林所有者の変更に伴う永続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、第三者に森林を譲渡する際は、事前に県に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。

（７）プロジェクト対象森林が入会権等複雑な森林所有形態な森林管理プロジェクトにおける永続性の確保のための措置

① プロジェクト対象地

プロジェクト代表事業者等と各種権利の保有者との間で、以下の確認事項につき合意した旨が明示された文書をプロジェクト申請段階で提出すること。（例：「吸収プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認覚書」）

- ・ 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 ならびに R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- ・ 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地、あるいは対象地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

② プロジェクト申請時に提出した、クレジット対象期間に係る森林施業計画等内において、プロジェクト対象とはなっていない土地（プロジェクト対象地以外の土地）

プロジェクト代表事業者等から各種権利保有者に対し、以下の確認事項につき説明会等を実施した証拠となる文書をプロジェクト段階で提出すること。（例：「吸収プロジェクトにおけるプロジェクト対象地以外の土地に関する永続性確認方法についての説明会実施記録」）

- ・ 当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）を行わないこと。及び 2023 年 3 月 31 日まで

不適切な主伐を行わないこと。

- ・ 当該プロジェクト登録日以降、2023 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地、あるいは当該土地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を説明すること。

(8) クレジット発行対象期間終了後の報告義務及び補填義務

① 報告義務

方法論 No. R002「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」のプロジェクト代表事業者等は、2014 年 6 月末までに第 1 クレジット期間中の吸収量の累計を記したモニタリング報告書を県に提出すること。

② 補填義務

上記①において報告された第 1 クレジット期間中の吸収量の累計が、すでに発行されたクレジット量に比して負であった場合、「クレジット既発行量－第 1 クレジット期間中の吸収量の累計」分の J-VER を 2014 年 9 月末までに県に対して補填すること。

4 「2.12 プロジェクトの一括申請」の別紙で定める所要の措置

新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱「2.12 プロジェクトの一括申請」に係る別紙で定める条件は、以下のとおりとする。

森林管理プロジェクトの申請について、各プロジェクト種類（間伐促進型プロジェクト）の性質を踏まえつつ、バウンダリの設定方法を明確にし、また、複数の森林所有者及び森林施業計画・森林経営計画にまたがるプロジェクトの一括申請条件を定める。

(1) プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件の設定にあたって検討すべき事項

森林管理プロジェクト申請においては、小規模の森林所有者がプロジェクトをとりまとめて申請することを可能とする措置が必要であるが、一括申請対象の森林において個別プロジェクトで申請される場合と同等の持続可能な森林経営を確保する必要がある。

また、個別にプロジェクト申請が可能な規模の対象地を一括して大規模なバンドリングが行われる場合、プロジェクト審査に過度の負担が生じることになる。

なお、これら申請を行うにあたっては、一括して申請する対象地が各森林所有者による主伐を恣意的に排除するようなものや当該対象地において森林施業計画・森林経営計画に基づかない主伐が行われないようにする必要がある。

(2) 間伐促進型プロジェクトにおけるバウンダリ設定及び一括申請条件

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画・森林経営計画単位でクレジット発行対象期間内に土地転用・主伐が計画されていないこと

を条件とする。個々の森林所有者の所有森林が、森林施業計画・森林経営計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない場合、森林組合等が既存の森林施業計画・森林経営計画を変更又は複数の小規模森林所有者を対象とした森林施業計画・森林経営計画を新たに策定することにより、プロジェクトの申請が可能となる。

ただし、森林施業計画・森林経営計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画・森林経営計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。

- ① プロジェクト申請にあたってはそれら森林施業計画・森林経営計画全体の写しを提出すること
- ② プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画・森林経営計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること
- ③ モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画・森林経営計画全体の伐採届・造林届により、②に違反して土地転用や植栽放棄・過度な主伐がなされていないことを確認すること
- ④ ③において土地転用・植栽放棄・過度な主伐がなされたことが確認された場合、以降のクレジット発行を認めないこととし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに起因するクレジットを保有していれば、県が強制的に無効化する。
- ⑤ プロジェクト参加者が所有する土地においてクレジット対象期間後に土地転用・植栽放棄・過度な主伐を行ったことが県によって確認された場合、「新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱別紙」に基づく措置をとる。